

## 令和6年度 第2回長野市景観審議会 会議記録要旨

日時：令和6年7月29日(月)

午前9時～午後5時

場所：(現地調査) 市内各所

(審議会)

市役所 第一庁舎7階

議会事務局 第一・第二委員会室

### ○出席委員 13名

高見澤会長、赤羽副会長、久米委員、小林(勝)委員、榊原委員、下崎委員、高瀬委員、石黒委員、北澤委員、吉澤委員、大日方委員、小林(美)委員、洪澤委員

### ●欠席委員 2名

小山委員、湯本委員

### 【現地調査】

出 発：午前9時(市役所第一庁舎西側広場(桜スクエア) 出発)

到 着：午後3時10分

### 【審議会】 午後3時20分 開始

1 開 会

2 会長挨拶

3 審 議

(1) 第37回長野市景観賞 最終選考について

### 【審議記録】

|     |                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | (審査に当たり、)例えば、「調書番号12」の本が並んでいてカフェがあつてとか、バイクが並んでいてとか、そのような活気や全体を含めて景観として審議するのか、純粋に建築物として審議するのか。                                                                               |
| 事務局 | 作品調書と本日の現地調査では、状態が異なると思いますが、周りと調和していることが(景観として)重要であると考えますので、総合的にご判断いただき、審査いただければと考えております。                                                                                   |
| 委員  | 大事なことは、(作品が)景観としてまちづくりにどのように影響を与えるか、広がり期待できるか、そういった施設や運営の状態が成されているかだと、私は思う。<br>今回の作品の中で、その辺りの配慮が足りないが商業的、あるいは話題性がある作品が、いくつか挙がっているように思う。<br>あとは、やはり景観賞受賞作品として適しているかを考える上では、そ |

|                                                   |                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                   | <p>ういった点も含めて、しっかり審査していかなければならない。</p> <p>それからもう1点、最後に現地調査した「調書番号10」は、公園として特色がある公園には見えなかったが、一次選考で良い順位にいる。「調書番号10」を評価する方の意見を、(自分自身が)「そういう観点だったのか」と勉強になるので、ぜひお聞きしたい。</p>                                 |
| 事務局                                               | <p>「調書番号10」は、平成20年に設置された近隣公園です。そういった意味では、特出する公園ではありませんが、以前はほぼ農地であったエリアに、支所があるエリアも含めた一帯を整備した景観を評価いただき、推薦があったと考えられます。</p>                                                                              |
| 委員                                                | <p>今回、各作品の中で、看板の設置方法がすごく素敵なものが見られた。</p> <p>「調書番号12」や「調書番号9」は、看板を大きく建て、ただ目立たせるだけではなく、建物との調和、周りの景観への配慮がみられ、すごく良いなと思った。</p>                                                                             |
| 事務局                                               | <p>「調書番号18」の過去のノミネート、その際の結果について、御説明致します。</p> <p>平成29年度景観賞において、建築物と周辺公園とで、別々にノミネートされ、建築物は一次選考、周辺公園は二次選考(最終選考)で、落選しております。</p> <p>よって、建築物と周辺公園は、過去、推薦はありましたが、景観賞の受賞はありません。</p>                          |
| 事務局                                               | <p>平成29年度の景観賞受賞状況を付け加えますと、平成29年度(第30回)は、団体として「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」、建築物として中越の「Cafe du Cache ぶなの木」、豊野アップルライン沿いの「OREC green lab 長野」、合計3作品が景観賞を受賞しております。</p> <p>なお、平成29年度(第30回)は、奨励賞を受賞した作品はありませんでした。</p> |
| <p>景観賞の二次選考として、各委員による無記名投票を実施し、事務局で集計後、投票結果発表</p> |                                                                                                                                                                                                      |
| 委員                                                | <p>(投票結果から)結構、得点が分散しましたが、(点数的に)6位の「調書番号3」までを受賞候補と捉えることが考えられる。</p> <p>受賞作品数は5作品以内と事務局から説明があったが、6作品にすることは可能か。</p>                                                                                      |
| 事務局                                               | <p>5作品までとしてご選考いただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                       |
| 委員                                                | <p>了解した。そうなると、提案だが(点差を考えて)4位の「調書番号2」までを受賞候補として、協議するのがよいと考える。</p>                                                                                                                                     |
| 委員                                                | <p>「調書番号18」を景観賞とする意味を教えて欲しい。</p> <p>加えて、「調書番号12」の開店時の様子を教えて欲しい。</p>                                                                                                                                  |
| 委員                                                | <p>「調書番号18」は、もう築40年になるということで、先の説明にもあったとおり当時(平成29年度)は、建築物と周辺公園で別々に応募されたので得点が割れたという点と、もう1つは、周りの木々が当時と比べると</p>                                                                                          |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | だいが大きくなったという意味で、周景が少し変わっていることかと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | 事務局から説明することではありませんが、「調書番号 12」は、カフェを併設されたことに併せて、ファサードを中心にカフェに合わせた雰囲気づくりをされたのではないかなと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員  | 1 位の「調書番号 18」から 4 位の「調書番号 2」までの提案に賛成する。<br>「調書番号 12」に関しては、趣きにすごく工夫されているとはあまり感じなかった。加えて、4 位までと 5 位、6 位の点差は大きいと感じる。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委員  | 私も同様に委員の提案に賛成する。<br>個人的な感想を言えば、1 位の「調書番号 18」について、平成 29 年度の際は受賞されなかった状況を聞いた上で、今回、これだけ得点し断トツの 1 位というのが驚いた。「調書番号 12」についても、委員とほぼ同じような意見である。<br>今回の全体的な特徴として、13 作品が二次審査に残り、そのうち新築的な作品は 4 作品しかなく、他はほぼ改修的な作品の 9 作品になったという点で、非常に近年でも、改修事例が多数を占めたという中で、「調書番号 12」は、何をされたかが少し分かりづらかった。                                                                                                  |
| 委員  | 私は、「調書番号 18」と「調書番号 16」で迷った。<br>「調書番号 18」は、私の一般的な感覚の中で、「何でこれまで受賞していないのか」と驚いたが、8 つの選考要素と照らし合わせると、やはり「調書番号 18」と考えた。2024 パリ・オリンピック開会式を視聴して、やはり元々ある街並みを大事にし、それを活用したことも踏まえて、これからも「調書番号 18」を大事にして欲しいと感じた。<br>また、景観賞が持つメッセージ性、「長野市はこういうものを大事にしていくんだよ」を考えると、「調書番号 16」や「調書番号 9」ともすごく迷ったが、結果的に「調書番号 18」に点数をいれた。                                                                         |
| 委員  | 景観賞の審査に携わり 2 回目だが、これまでも良好な景観とは何ぞやと考え続けている中で、一次審査の書類選考の時の情報量と本日の現地調査の状況では異なると感じた。その情報の中で、何に焦点を当てるかは各個人の価値観によるものと考えてるので、(この景観賞は)単なる建築コンテストや風景写真コンテストではないことが明確化した。そのため、長野市というこの地域の暮らしにあった目的性、社会性を評価することが良いと思う。もう一つ加えると、景観というからにはロケーションがあり、そこでの造形性が問われるとも考える。<br>そういった中で、「調書番号 18」は評価が高いのではと、私は思う。<br>全体的には、私も委員提案に賛成する。<br>ただ、「調書番号 16」については、植栽を扱う店であり、その植栽に圧倒されてはいないか、一つ疑問がある。 |
| 委員  | 私の先の「全体を含めて景観として審議するのか、純粹に建築物として審議するのか」の質問が、もしかしたら、「調書番号 12」や「調書番号 5」を応援する形になったのではと反省している。<br>私も委員提案どおりで良いと考える。                                                                                                                                                                                                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>今後の景観賞を踏まえて、気になった点を言うと、この景観賞には8つの選考要素がある中で、委員がいうように、周りの植栽や緑化に引かれてしまう。</p> <p>建築に携わる私としては、建築技術的な部分に焦点を当てがちになる中で、「調書番号8」のリノベーションや「調書番号5」の夜の景観やあの交差点の景色を変える作品に目がいてしまう。</p> <p>その点を踏まえて、来年度以降も皆さんと、緑化だけに囚われない作品を景観賞として審査できればと考える。</p>                                     |
| 委員  | <p>意見はほぼ出たと判断し、「調書番号18」、「調書番号16」、「調書番号9」、「調書番号2」の4作品を景観賞として推挙したいというふうに考えるが、よろしいか。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 委員  | <p>奨励賞について、4作品のうち「調書番号9」や「調書番号2」は奨励賞にする可能性もあるという中で、私は4作品とも景観賞に十分値すると判断し、今年度は奨励賞該当なしという意味合いで、先ほど提案したが、皆さんいかがか。</p>                                                                                                                                                        |
| 委員  | <p>この4作品を景観賞、もう1作品（を選考して）奨励賞という選考もあると思うが、そこを決めて審議を進めてはどうか。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 委員  | <p>よって、赤羽副会長は奨励賞該当なしとの提案であるが。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | <p>その提案に異議があるわけではないが、「奨励賞とは」と考える。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>「奨励賞」とは、「景観賞に準じ魅力的な景観を形成する上で優れているもの」と定義しており、明確な基準は設けていません。</p> <p>ただし、奨励賞は「審議会は必要があると認めた場合には、設けることができる」とされておりますので、本審議会で決定頂き、景観賞と奨励賞合わせて5作品以内であれば結構です。</p>                                                                                                             |
| 委員  | <p>5位「調書番号12」、6位「調書番号3」は、景観と考えた上では少し何か足りないかなあと感じた。</p> <p>「調書番号12」は、蔵造りの建物を継承している点で長野市の景観にとっても大変有意義なことであり有難いことだが、景観賞や奨励賞の対象とするには、もう少し使い勝手がしっかりしてきてからだと考える。</p> <p>「調書番号3」も、素晴らしい庭があり、全体としても住宅とのバランスも良いのだが、そこから先の広がりあまり感じられず、今回はその意味からも、残念ながら奨励賞の対象にはならないのではという提案をした。</p> |
| 委員  | <p>奨励賞の考え方で、景観賞に準ずるものということだが、その発想ではなく、キラッと光る部分を評価してというような、全体としては受賞まではいかないがその点を取り上げて奨励するという考えもあるのではないか。</p> <p>特に、この景観賞は、景観に関する意識、認識の底上げをしていくことが大事な目標、目的であるので、例えば、造形的な部分で多少作り込み足りないという作品であっても、地域に根差した試みや意気込みを評価して奨励するんだという考え方があるとすれば、「調書番号5」や「調書番号</p>                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 14」など下位の作品であっても、取り上げて良いのではと思う。                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員 | <p>私も、今の委員の意見に賛成で、そのような評価をすることで皆さんが興味を持ってくれる景観賞になるのではと思う。</p> <p>その中でいうと、私は「調書番号 8」が、木々の中で看板が馴染むような独特の感じに設置されている点を評価しており、キラッと光る部分だと考える。</p>                                                                                                       |
| 委員 | <p>今の意見について、私も全くその通りだと思う。</p> <p>長野の景観を考えたときに、奨励賞というものがあることが、景観に関する意識、認識を誘発する要因になることは事実だと思う。</p> <p>しかし、「調書番号 5」、「調書番号 14」、「調書番号 8」などは、いかんせん点数が低い。やはり、景観賞は委員の審議を前提にした賞であるため、ある程度の点数を得ないと賞には値しないものと考えざるを得ない。</p> <p>よって、断腸の思いで先ほどの提案をさせていただいた。</p> |
| 委員 | <p>作品によっては、夜の景観を評価して欲しいという作品もあり、今後の景観賞選考の中で、そういった点を審査の対象にするなど、可能な範囲でお願いしたい。</p>                                                                                                                                                                   |
| 委員 | <p>私も、景観賞は総合的に優れている建築物とあるので、総合的な視点で点数を付けたが、奨励賞は「景観賞に準じて」としかないので、奨励賞の選考となれば、点数の付け方が変わってきてしまう。</p> <p>今後、採点方法も含めてその点を再考することが必要だと思う。</p>                                                                                                             |
| 委員 | <p>皆さんの意見を聞く中で、奨励賞のあり方、景観賞に準じたもの、或いは、特色があり地域で光るもの等、どのような方針にするのかについては、次回までの課題としたいがいかがか。</p>                                                                                                                                                        |
| 委員 | <p>以上のとおり、奨励賞の選考方針については、来年度までに事務局（案）を考えてもらうということをお願いしたい。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 委員 | <p>委員の「景観賞は総合的に優れている建築物」という話を聞いて、その意味で「調書番号 2」は、景観賞にどうなんだろうと考える。</p> <p>今日の現地調査で、「調書番号 2」の施工方法などに雑な箇所が見られて、景観賞のレベルまでにはどうなのかと考える。</p>                                                                                                              |
| 委員 | <p>今の意見は、建築技術の面に偏り過ぎているように感じる。</p> <p>多少雑であっても、全体の印象がそれなりに取れていれば、私は総合的に優れていると判断して良いと考える。</p>                                                                                                                                                      |
| 委員 | <p>先ほどの夜の景観の話をつた上で私が考えたのが、長野のイメージである冬の景観を評価するといった側面も、今後検討してもらいたい。</p>                                                                                                                                                                             |
| 委員 | <p>私も「調書番号 8」の、植栽の中にイルミネーションの電球が配置して、季節に合わせたイルミネーションを行っていることを評価して、奨励賞の対象になっても良いのではと思う。</p>                                                                                                                                                        |
| 委員 | <p>私は、6位の「調書番号 3」も植栽が豊かで非常に外観が優れている点を評価する。以前は、塀だったとのことだが、塀を取り壊して外部に対して植栽を見せる行為が、奨励賞に値するのではと考える。</p>                                                                                                                                               |

|                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                       | <p>正直に言えば、今回の景観賞は「これだ」というものが、私はなかなか出せなかったという中で、予想すると、委員の皆さんも同じ感覚があり点数が割れるのではと考えていた。</p> <p>その上で、これまでの話に出てきた奨励賞のあり方を考えると、奨励賞として3、4作品が出てくるように思う。全部で5作品以内という決まりの中だと、難しい課題だと考える。</p> |
| 委員                                                                                                                                    | 各委員で、もちろんベースとなる嗜好や発想も異なる中で、各委員の意見を出すとすると、非常に難しい課題だと認識する。審議会全体の多数の納得が得られるような奨励賞、景観賞になればと考える。                                                                                      |
| 委員                                                                                                                                    | 今回、投票前の委員間の意見交換が少なかったのではという思いもあり、投票前に全委員の意見を一通り伺った上での投票であれば良かったのではと思う。                                                                                                           |
| 委員                                                                                                                                    | <p>そうなると、現地調査を含めたタイムスケジュールの問題を踏まえて再考する必要があるかと思う。</p> <p>では、時間に限りもあるので、第37回景観賞として、前の4作品を景観賞として、市長へ答申してよろしいか伺う。</p>                                                                |
| 全委員                                                                                                                                   | 了承、承諾                                                                                                                                                                            |
| <p>審議会採決の結果、次の4作品を景観賞として市長へ答申することが決定</p> <p>「SATO GARDEN」</p> <p>「いまのま」</p> <p>「komorebi hair salon」</p> <p>「長野県県民文化会館（ホクト文化ホール）」</p> |                                                                                                                                                                                  |

#### 4 その他

##### 【記録】

|     |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>一次選考の際の作品紹介ビデオについて、事務局で全ての作品を均一的に撮影いただいたことは、非常に読み取れたし感謝する。</p> <p>しかし、残念ながら見ていて面白みに欠けており、あまりにも同じ基準でという点が強すぎると感じたので、各作品の良さを引き出すような観点を少し取り入れた撮影について、配慮をお願いする。</p>                                                     |
| 事務局 | <p>私ども事務局としては、作品の他薦、自薦がある中で、選考前ですので全ての作品をフラットな状態になるよう均一性を保って撮影しております。先ほどの審議の中で話があった夜景等については、少し取り入れることは可能かと思いますが、一般の他薦での応募の中には、単に「ここきれいだよ」という作品もあります。</p> <p>そういった応募作品もある中で、事務局としましては出来る範囲で配慮してまいりますので、御理解をお願い致します。</p> |

#### 5 閉 会